

利用者負担額の算定に関する給与証明（海外勤務者用）

令和5年分（令和4年1月1日～令和4年12月31日）

年 月 日

支払い を受ける者	現 住 所		氏 名	ふりがな		支払金額		給与所得控除後の金額								
						国内分	円	円								
						国外分	円									
				合計	円											
控除対象配偶者の有無等			配偶者特別控除の額	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)				障害者の数 (本人を除く。)	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額				
有	従有	老人	円	特定		老人		その他	特別	その他	円	円	円	円		
				人	従人	内	人	従人	人	従人	内	人	人			
扶養親族 16歳未満	未成年者	本人が障害者		寡婦	寡夫	勤労学生	死亡退職	災害者	外国人			介護医療保険料の金額		円	受給者生年月日	
		特別障害者	その他の障害者							一般	特別	配偶者の合計所得		円	新個人年金保険料の金額	
						新生命保険料の金額		円	旧個人年金保険料の金額		円					
						旧生命保険料の金額		円	旧長期損害保険料の金額		円					
海外勤務期間			年 月 日 ~ (年 月 日まで ・ 現在継続)													
支払者	住所(居住)又は所在地		氏名又は名称及び印				印									
施設名	保育園		児童氏名		ふりがな ()		園児	生 年 月 日		年 月 日生		令和4年度 () 歳児				

※ この証明は、海外勤務者が海外で支給された金額について、国内で支給されたと仮定すると市民税額がいくらになるかを算定するためのものです。
 勤務先で太枠内を記入していただき（円以外の通貨の場合は、令和5年1月1日時点のレートで円換算）、申込書に添付の上、各区役所支援課へ提出してください。
 ※ 点線内は、保護者が記入してください。

利用者負担額の算定に関する給与証明（海外勤務者用）

記入例

〇〇年分（〇〇年1月1日～〇〇年12月31日）

国外分支支払金額の計算について、当該年度の初日が属する年の1月1日現在の為替レートを使用してください。

支払いを受け	さいたま市 浦和区 常盤 6-4-4	氏名	埼玉 太郎		国内分	2,000,000円	給与所得控除後の金額 4,260,000円
				国外分	4,000,000円		
				合計	6,000,000円		
控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)	障害者の数 (本人を除く。)	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	国内と国外の支払合計額に対する給与所得控除後の金額を記入してください。	
有 従有	○	特定 人 其他人	特別 人 其他人	500,000円	100,000円	円	円
扶養親族	本人が障害者	寡婦	寡夫	新生命保険料の金額	旧生命保険料の金額	円	旧長期損害保険料の金額
1	特別障害者	その他の障害者	特別夫				
海外勤務期間	〇〇〇〇年 4月 1日 ~ (〇〇〇〇年 8月 31日まで) 現在継続		給与支払者の住所及び名称を記入、押印してください。				
支払者	住所(居住)又は所在地	さいたま市 緑区 中尾 975-1	氏名又は名称及び印	海外勤務期間について必ず記入してください。			
施設名	大宮 保育園	園児氏名	ふりがな (さいたま ユリ)	園児生年	〇〇〇〇年 4月 10日 生	令和〇〇年度 () 号	

利用開始日の前々年（9～12月利用開始の場合は前年）、海外に滞在し収入があった場合は、この給与証明の提出が必要です。

配偶者控除が有る場合は○を記入してください。

16歳未満の児童については控除対象となりませんのでご注意ください。

控除額については所得税の控除額を記入してください。控除内容が未記入の場合、一般的なモデル世帯として市民税額を算出します。

給与支払者の住所及び名称を記入、押印してください。

海外勤務期間について必ず記入してください。

保護者の方が記入してください。園児が通う施設名、氏名、生年月日、歳児クラスについて記入してください。

- 記入する際の基本的な考え方
- 国内分と国外分を合わせた支払金額に対し、仮に日本国内で課税される場合、どのような内容で特別徴収することになるか想定した内容を記入してください。支払いを受ける者、支払金額、施設名、幼稚園児名、園児生年月日は記入漏れがないようご注意ください。控除内容について未記入の場合、一般的なモデル世帯として審査するため、市民税所得割額の算出において税額が高く算出される場合がありますので、ご注意ください。
 - 為替レートについては、賦課期日（1月1日）時点のレート（社内レート可）としてください。
 - 作成にあたっての不明点については、各区役所 支援課 児童福祉係までお問い合わせください。